

# 消費生活

No. 110

平成26年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ご注意ください! 架空請求はがき
- くらしの危険

～これからの季節、注意してください～

## 親子で学ぶ消費者移動教室を開催しました

平成26年7月29日(火)に、小学生とそのご家族を対象とした「親子で学ぶ消費者移動教室」を開催しました。今回は東京都江東区にある「がすてな～に ガスの科学館」と「東京都水の科学館」へ行きました。ガスの科学館では、クイズにチャレンジし、ガスの歴史や使い方について楽しく学んだり、ガスの特徴や性質を知るための実験に参加し、マイナス196℃の液体窒素を使った実験に、参加者は興味深く見入っていました。また、東京都水の科学館では、東京湾岸エリアに水を供給する「有明給水所」を見学したり、水の実験室での実験を通じて、水の性質や大切さについて学びました。



液体窒素に  
ゴムボールを入れて

投げつけると…



サイフォンってなんだろう?



割れて粉々に!

# ご注意ください! 架空請求はがき



突然、心当たりがないところから、『通信販売会社などに未払いがあり、連絡をしなければ裁判となる。裁判を欠席すれば給料、財産の差し押さえをする。』などと書かれたハガキが届くといった相談が増えています。こうしたハガキは、何らかの方法で手に入れた個人情報をもとに発信されていると思われます。

**身に覚えがない場合は、絶対に連絡をしてはいけません。**

## 架空請求はがきの特徴

(右ページ「はがきの例」参照)

- ① 心当たりがなく、はじめて届いたのに、「総合消費料金未納分最終通告書」「民事訴訟裁判通知書」などの、最終通告や提訴するとの内容になっています。
- ② 訴訟番号は、個別の番号のようですが、多くの人に同じ番号を送っています。
- ③ 「連絡が無い場合は、原告側の主張が全面的に受理され、強制執行する」などと記載されていますが、そのようなことはありません。本当に裁判所へ裁判の申し立てがあった場合は、裁判所から「特別送達郵便」(書留)で通知され、その後文書を出したり、実際に裁判に出廷したりして異議申し立て等を行うこととなります。
- ④ 架空の法律名を使います。「総合消費者民法特例法」という法律はありません。
- ⑤ 「身に覚えが無い場合、早急にご連絡下さい」という記載を見て電話をかけると、『すでに提訴されている、裁判を取り下げるために弁護士を紹介するが、〇〇万円かかる』などと虚偽の説明をして高額な代金を請求します。
- ⑥ 「裁判取り下げ最終期日」「給料や財産の差し押さえ」などと書いて受け取り人に不安を与え、電話をかけさせることが目的です。また、期限を短く定めて、考えたり相談したりする時間を与えません。
- ⑦ 架空の住所の場合が多いです。
- ⑧ 差出人として、「国民〇〇相談センター」「法務省認定〇〇」「民事訴訟〇〇事務局」など、公的機関と勘違いさせるような名称がよく使われています。

## はがきの例

1

## 総合消費料金未納分訴訟最終通告書

2

訴訟番号(ト) 615-31号

現在、貴殿は「総合消費料金未納分」について通信販売契約会社、運営会社から「未だ連絡がない状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。

3

このまま連絡無き場合は、裁判にて原告側の主張が全面的に受理され、被告の給与及び動産物、不動産の差押えを執行官立会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

4

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しましては、当局にて受け賜りますが、こちら「総合消費者民法特例法」による法務省許可通達書の為、「個人情報保護法」上、ご本人様のご連絡をお願い致します。

尚、当局は原告側からの訴訟通達、また訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が貴殿に対し訴訟を提起するものではありません。予め、ご了承下さい。

※最近、架空請求業者の新しい手口として少額訴訟手続(少額訴訟は一日で判決が出てしまう為、放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い分通りの判決が出される)を利用し、実際に訴訟を提起する事例もございます。

5

万が一、身に覚えが無い場合、早急にご連絡下さい。

6

裁判取り下げ最終期日 本書到達後3日以内

03-0000-XXXX

平日 9:00 ~ 18:00

7

〒105-0000 東京都港区〇〇町×丁目×番

8

法務省管理法人 国民〇〇生活センター訴訟窓口

まとめ



架空請求はがきは、よく確認すると事実ではない事が書かれており、法律用語なども架空の場合が多いですから、少しでも疑問に思った時は放置して様子を見ましょう。

こちらから電話をすると、電話番号などの個人情報を知られるほか、不安をあおられたり、脅迫的なことをいわれたりして代金を請求される場合があります。

架空請求は、はがきの他に文書やメールで届く場合があります。内容に疑問や不安を感じた場合は、すぐに消費生活センターへご相談ください。

# くらしの危険～これからの季節、注意してください～

## ◆車のパワーウィンドウによる事故



行楽シーズンの秋を迎え、家族で車を使って出かけることが多くなるかと思えます。車の窓を開けると秋の風が心地よいですが、窓を閉める際に指や手を挟み込み、けがを負う事故が起きています。

### 事例 1

子供がパワーウィンドウのスイッチをいたずらして手を挟んだ。

### 事例 2

パワーウィンドウの安全装置が働かず、指を骨折した。

車の窓を自動で閉めるパワーウィンドウ機能は大変便利ですが、使用する際は以下の点に気を付けましょう。

- パワーウィンドウの操作は、必ず同乗者の安全を確認してから行いましょう。
- 低年齢の子供には、パワーウィンドウ機能が操作できないよう、パワーウィンドウのロックスイッチを活用しましょう。
- 車を購入する際は、全席に挟み込み防止機能が装備されたものの購入を検討しましょう。

## ◆電気ケトルによる火傷



これから寒い季節を迎え、電気ケトルを使ってお湯を沸かす機会が増えますが、お湯を沸かしたケトルの転倒・落下により、乳幼児が熱傷を負う事故が起きています。

### 事例

電気ケトルを居間の床に置いていたところ、乳児が電気ケトルを倒してしまい、熱湯に触れ、両手に熱傷を負った。

乳幼児は大人と比較して体表面積が小さく、皮膚も薄いため、熱傷を負った場合に重症化しやすいとされています。電気ケトルは必要な時に必要な量だけお湯を沸かすことができ大変便利ですが、使用時は以下の点に注意しましょう。

- 乳幼児の手の届かない場所で使用しましょう。
- 乳幼児のいる家庭では、お湯漏れ防止機能付きのものを使いましょう。

※事例とアドバイスは国民生活センター発行「くらしの危険」309号・311号をもとに作成したものです。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(土・日、祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) ☎23-1161 ●